

# 指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口総合文化センターリリア
設置目的	芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与すること。
所在地	川口市川口3丁目1番1号
構造規模	<p>タワー棟(GL+83m): S造地下2階、地上14階、塔屋1階                      ホール棟(GL+37m): SRC造地下2階、地上6階                      地下駐車場(5,653㎡): 155台</p> <p>○メインホール                      客席                      aプロセニアム型 2,002席                      bワフルーム型 1,642席                      c平土間型 1,428席                      舞台寸法                      a間口18.5×奥行17.0×高さ9.0m                      b間口17.3×奥行9.3m                      c間口17.3×奥行36.8m(主舞台の奥行きを含む)</p> <p>○楽屋等                      楽屋101.....29㎡                      楽屋201.....32㎡                      楽屋202.....26㎡                      楽屋203.....27㎡                      楽屋204.....128㎡                      楽屋301.....53㎡                      楽屋302.....128㎡                      リハーサル室205.....60㎡                      リハーサル室206.....108㎡</p> <p>○音楽ホール                      客席 600席                      舞台寸法 間口14.4×奥行6.2×高さ13.0m</p> <p>○控室等                      控室401.....62㎡                      控室402.....44㎡                      リハーサル室403.....75㎡</p> <p>○催し広場                      室内寸法 間口13.0×奥行13.0×高さ4.7m                      (客席150席セット可能)</p> <p>○展示ホール                      室内寸法 間口37.5×奥行15.0×高さ3.7m                      (使用面積574㎡)</p>

# 指定管理者候補者選定基本調書

○会議室等	
特別会議室	156m <sup>2</sup> (44席)
応接室	23m <sup>2</sup>
大会議室	161m <sup>2</sup> (100席)
中会議室	69m <sup>2</sup> (40席)
小会議室1号	37m <sup>2</sup> (20席)
小会議室2号	29m <sup>2</sup> (12席)
和室1号	61m <sup>2</sup> (30畳)
和室2号	51m <sup>2</sup> (30畳)
和室3号	65m <sup>2</sup> (30畳)
茶室	37m <sup>2</sup> (12畳)
練習室1号	98m <sup>2</sup>
練習室2号	118m <sup>2</sup>
練習室3号	87m <sup>2</sup>
練習室4号	48m <sup>2</sup>
録音室	16m <sup>2</sup>
ギャラリー	95m <sup>2</sup>

所管課

市民生活部自治振興課

# 指定管理者候補者選定基本調書

2 募集概要		
募集要旨 (導入目的)	川口総合文化センターリリアの管理・運営について、より効果的・効率的に行い、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図る。	
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)	4期目【または新規】
選定種別	<p>非公募</p> <p>※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること</p> <p>(1) 公益性が高く、費用や実施事業に反映されていること。 川口総合文化センターリリアは、芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、条例で定められ、平成2年7月に設置された公の施設である。 現在の指定管理者である公益財団法人川口総合文化センターは、当該センターの設置目的を達成するために、当該センター設置に併せて設立した法人である。また、国の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、公益財団法人への移行手続きを行い、平成22年9月には、埼玉県内で最初に公益目的事業を行うことを主たる目的とする「公益財団法人」として認定された。 同法人は優れた芸術文化の企画・実施及び情報の発信基地として市民に啓発・普及させるため、都内のホール等に比べ、低廉な料金で幅広い文化芸術事業を提供してきた実績があり、公益性に重点をおいていることから、予約の実施等においても公平・平等な対応に努めている。</p> <p>(2) 安定的な施設運営及び維持管理が期待できること。 同施設は本市唯一の大規模ホールであり、市民会館を持たない本市において、代替のきかない施設であることから、安定的な施設運営及び維持管理は重要である。 最近では新型コロナウイルス感染症による施設の長期休館がある様に、突発的な災害などによって施設が利用できず、収益があげられない状態に陥っても、利益追求型の法人ではなく、同施設の設置目的を果たすために設立された法人であることは、撤退等のリスクが生じないことは大きな強みである。 また、同法人は本件対象施設の設立当初から同施設の維持管理を行っており、細部にわたる豊富な知識が安全で快適な施設運営に不可欠と考える。同施設は、設置から30年が経過したが、施設の老朽化に係る課題は多く、平成30年度においても、約4千万円もの修繕費を支出している。これらの修繕は利用者の利便性や安心安全を確保する上で最重要課題であり、利益を追求する以前に迅速性かつ機動性が求められるため、公益性のある法人に施設管理を委ねることが適当と思料される。</p>	
指定管理料	【総額】	2,603,000,000円
利用料金	有り	

# 指定管理者候補者選定基本調書

## 3 市民生活部専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者		
名称	公益財団法人 川口総合文化センター	
代表団体	同上	
所在地	川口市川口3丁目1番1号	
代表者	理事長 奥ノ木 信夫	
主な業種	サービス業(芸術文化の振興及び施設管理)	
法人の目的	質の高い様々な芸術・文化に接する機会や地域興隆を促進する催事等の場を提供することにより、芸術文化の振興とコミュニティの醸成を図り、豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与すること。	
法人の事業	1 公益目的事業 (1)芸術文化の振興を図るための演劇、音楽会等文化催事の企画、実施及び誘致並びに文化活動への助成に関する事業 (2)前号に掲げる事業に係る情報及び資料の収集及び提供に関する事業 (3)コミュニティ活動の促進及び地域社会の興隆のための会議、展示会等各種催事への施設貸与に関する事業 (4)川口市が実施する各種文化行事等の受託及び協力に関する事業 2 収益目的事業 (1)施設貸与及び駐車場管理運営事業 (2)その他公益目的事業の推進に資する事業	
役員状況	理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、理事12名、監事2名	
専門委員会における 審査点数	第一次審査	第二次審査
	402	419

選定理由
<p>市民生活部指定管理者候補者選定専門委員会において、審査基準に従い、5名の委員が選考評価表に記載される5分野(平等な利用の確保、施設の効用の最大限の発揮、効率的な管理運営及び経費の縮減、安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況、地域との連携や地域貢献度など)の各視点について採点を行った。</p> <p>採点は、審査項目ごとに最高5点～最低1点までの点数をつけることとしており、3点が「適正」という評価である。第一次審査では、提出された申請書類をもとに書面審査を行い、すべての項目において平均3点以上かつ合計点が402点(500点満点)であった。第二次審査では、公益財団法人川口総合文化センターによるプレゼンテーション審査を行い、すべての項目において平均3点以上かつ合計点が419点(500点満点)であったことから指定管理者候補者として高評価を得たと考え、選定したものの。</p>
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等
<p>川口総合文化センターの指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。</p>

## 川口総合文化センターリリア指定管理者選考審査基準

### 1 趣旨

この選考審査基準は、指定管理者評価専門委員会設置要領により、川口総合文化センターリリアの管理運営を委託する指定管理者を選考するにあたって必要な事項を審査するための基準等を定める。

### 2 審査の方法

川口総合文化センターリリアの目的役割等を十分に理解し、文化振興や交流促進の場として施設運営が適切に行われ、かつ、センター運営における運営理念・方針、法人等運営、財産管理、施設運営管理等を下記に掲げる審査基準により総合的に評価して選考するものである。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画書の内容が、総合文化センターとしての施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 収支計算書の内容が、効率的な管理運営を示しており、かつ管理費の縮減が図られていること。
- (4) 事業計画書に沿った、総合文化センターの管理を安定して行うための人的・物的経営基盤を有していること。
- (5) 地域との連携や地域貢献度などが考慮されていること。

### 3 審査項目及び配点

審査項目は5分野20項目とし、1項目5点とする。（別紙選考評価表参照）

### 4 審査の方法

委員会において、関係書類の確認及びヒアリングを行い、5段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

点数	評 定 基 準
5	非常に優れている（仕様に対し期待以上の活動及び効果が見込まれる）
4	優れている（仕様に対し期待以上の活動がある）
3	適当（仕様に対し期待どおりの効果と活動がある）
2	やや劣っている（仕様に対し効果が薄い）
1	劣っている（具体性が無い）

専門委員会委員による総合評定（別紙審査票）の点数を合計し、その結果を川口市指定管理者候補者選定及び評価会議に提出する。

# 最終審査集計結果

団体名 公益財団法人 川口総合文化センター

※平均：少数点第2位四捨五入

審査項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計	平均
1. 平等な利用の確保	4	3	4	5	4	20	4.0
・一部の利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか	4	3	4	5	4	20	4.0
2. 施設の効用の最大限の発揮	35	33	39	38	30	175	4.4
・総合文化センターの設置目的を的確に把握しているか	5	5	5	5	4	24	4.8
・文化振興について明確な方針を有しているか	5	5	5	5	5	25	5.0
・総合文化センターの設置目的を踏まえつつ、利用者のニーズの的確な把握分析ができていないか	4	4	5	5	3	21	4.2
・利用者ニーズを踏まえた利用促進策（宣伝・広報等）について、具体的に検討されているか	4	4	5	4	3	20	4.0
・利用者サービスの向上について検討されているか	4	4	5	5	4	22	4.4
・自主事業の内容が施設の設置目的に適合し、施設の特徴を活かしたものになっているか	4	3	5	5	4	21	4.2
・自主事業についてのノウハウや実績を有しているか	5	4	4	5	4	22	4.4
・事業収入についての考え方や事業コストを削減するための工夫が期待できるか。	4	4	5	4	3	20	4.0
3. 効率的な管理運営及び経費の縮減	17	15	16	18	12	78	3.9
・総合文化センターの管理運営に係る経費の縮減について検討されているか	4	4	4	4	3	19	3.8
・利用料金の増収について検討されているか	4	4	4	4	3	19	3.8
・収支の内容が適正かつ実現可能であるか	4	3	4	5	3	19	3.8
・利用者へのサービス向上と経費の縮減について、バランスのとれた方針を有しているか	5	4	4	5	3	21	4.2
4. 安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	24	21	20	23	17	105	4.2
・総合文化センターの機能を十分に発揮できる管理運営を行える体制となっているか	5	4	4	4	3	20	4.0
・職員は、本件業務に関する知識と経験を有しているか	5	4	4	4	4	21	4.2
・建物、設備等の適正な維持管理を行うための方策が提案されているか	5	3	4	5	3	20	4.0
・危機管理について適切な方針を有しているか	4	5	4	5	3	21	4.2
・個人情報保護、防災、非常時対応の対策は検討されているか	5	5	4	5	4	23	4.6
審査項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計	平均
5. 地域との連携や地域貢献度など	9	7	8	9	8	41	4.1
・地元雇用の維持拡大や地元企業への業務の委託など地域への貢献について考慮されているか	4	3	4	5	4	20	4.0
・地域の関連団体との連携や協働を適切に計画、実施できるかどうか	5	4	4	4	4	21	4.2
合 計	89	79	87	93	71	419	4.2
平 均	4.5	4.0	4.4	4.7	3.6	21.0	4.2